

七戸町定住促進新築住宅建設補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、転入者の七戸町への定住の促進を図るため、町内に新築住宅の建設を行うものに対し、住宅建設費の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入者 平成25年4月1日以降に転入してきた者。(再転入者については、再転入日から起算して1年以上町外に居住していること)ただし、平成25年3月1日から平成25年3月31日までに転入してきた者も特例として認めるものとする。
- (2) 新築住宅 新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことの無いもの(建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く)をいう。
- (3) 建設 建築または売買による取得をいう。
- (4) 専用住宅 居住の目的だけに建てられた住宅をいう。
- (5) 併用住宅 店舗、事務所等の業務に使用するために設備された部分と居住の用に供せられる部分が結合している住宅をいう。
- (6) 住宅建設費 建物本体の工事費又は取得費をいう。ただし、土地購入費、外構工事等の付帯工事費及び町の補助を受ける浄化槽設置工事費、クリーンエネルギー促進事業対象工事費を除く。
- (7) 若者夫婦 婚姻の届出をしているいずれも40歳未満の夫婦をいう。

(補助金交付対象の新築住宅)

第3条 補助金の対象となる新築住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成30年3月31日までに建設(建築の場合にあっては、完成引き渡しを受けた時点を、売買により取得した場合にあっては、契約成立時点)した専用住宅又は併用住宅であること。
- (2) 併用住宅の場合にあっては、店舗、事務所等に専用する床面積を除いた住宅部分の床面積が建物全体の延べ床面積の2分の1を超えること。
- (3) 七戸町産業活性化住宅新築リフォーム支援事業の助成を受けない住宅であること。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、前条に規定する新築住宅を建設した者であって、第6条第1項の規定による申請の日において、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が適当と認める者については、この限りでない。

- (1) 交付対象となる新築住宅に住民登録していること
- (2) 七戸町に2年以上継続して定住する意思があること
- (3) 町内に所有する住宅がないこと
- (4) 当該新築住宅がある町内会・常会に加入していること
- (5) 申請者及び世帯員全員に、当町の町税その他の納付金の滞納がないこと

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、住宅建設費（併用住宅の場合は店舗、事務所等に専有する床面積の部分の金額を除く。不明な場合は、総床面積のうち住宅部分を床面積案分する。付属家等も同じとする。）の100分の3以内の額（その額に10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の限度額は500,000円とする。
- 2 交付対象者が若者夫婦の場合は、前項の補助金の額に100,000円を加算して交付するものとする。
 - 3 補助金の交付は、当該交付対象者につき1回限りとする。
 - 4 本条第1項に規定する補助金額の4分の1もしくは5万円のうち、いずれか低い金額（その金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を七戸商店会協同組合商品券で交付することとする。
 - 5 補助金額から商品券分を差し引いた金額を振り込みにより交付する。

(補助金の交付申請)

- 第6条 交付対象者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。
- (1) 世帯全員の住民票
 - (2) 確認済証の写し（建築基準法第6条第1項の規定による場合）又は建築工事届（建築基準法第15条第1項の規定による場合）
 - (3) 住宅の建設を証する書類（工事請負契約書及び内訳書等の写し（浄化槽やクリーンエネルギー等、町の補助金を受ける場合は備考に金額を記載）、売買契約書）
 - (4) 定住確約書（様式2号）
 - (5) 町内会・常会加入証明書（様式第3号）
 - (6) 戸籍附票
 - (7) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、住宅建設後1年以内とする。

(補助金の交付決定)

- 第7条 町長は、前条第1項の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、七戸町定住促進新築住宅建設補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(現況調査)

第8条 町長は、補助金の交付を申請するものに対し、交付要件に関する現況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(補助金の請求及び実績報告)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた者は、すみやかに定住促進新築住宅建設補助金請求書兼実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 新築住宅の登記事項証明書又は現況証明書(未登記の場合)
- (2) 新築住宅の完成写真
- (3) 工事完了引渡証明書
- (4) 検査済証の写し(建築基準法第6条第1項の規定による場合)
- (5) 工事請負変更契約書及び内訳書等(申請時より請負代金に変更がある場合)

(交付決定の取り消し等)

第10条 町長は、申請内容に虚偽の事項があった場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の決定をしたときは、定住促進新築住宅建設補助金取消通知書(様式第6号)により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、定住促進新築住宅建設補助金返還命令書(様式第7号)により期限を定めて、当該補助金の返還を命じるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。